

「ソフトウェアに関する審査基準等」の歴史的経緯について

弁理士 林 和夫

「ソフトウェアに関する審査基準等」の歴史的経緯について振り返ると、1975年に「コンピュータ・プログラムに関する発明についての審査基準」が公表され、コンピュータ・プログラムに関する発明が「方法」の発明として特許され得ることが示されました。

1982年に「マイクロコンピュータ応用技術に関する発明についての運用指針」が公表され、マイクロコンピュータ応用技術に関する発明が「物（装置）」の発明として特許され得ることが示されました。この中で望ましい明細書のモデルが示されています。

1993年に「コンピュータ・ソフトウェア関連発明」についての審査基準が公表され、自然法則の利用性の要件が明確化されました。その後、1997年に「記録媒体」の請求項記載が認められ、2001年に「プログラム」の請求項記載が認められました。

平成6年（1994年）の特許法改正以前は、特許請求の範囲には「発明の構成」を記載することが求められましたが、平成6年の改正特許法により「発明特定事項」を記載することとされました。これは、技術の多様性に柔軟に対応した特許請求の範囲の記載を可能とするためです。さらに、第36条第5項が拒絶理由から除かれました（49条）。これは、特許出願人が自らの判断で特許を受けることによって保護を求めようとする発明を記載するものであることを明確にしたものです（平成6年改正法解説書参照）。

上記「ソフトウェアに関する審査基準等」の中で例示された明細書の記載例について検討すると、平成6年の改正特許法以前と以後とでは、明らかに記載内容が変化し、それ以前は、望ましい明細書のモデルが示され、ハードウェアの構成図及び機能ブロック図等が示されています。

しかし、平成6年の改正特許法以後は、明細書の記載例について「記載要件の判断等を示すものであって、明細書のモデルを示すものではない」とされ、記載例も簡略化されています（特定技術分野の審査基準参照）。

第36条第4項は、[発明の詳細な説明]について、当業者が、従来技術との関連において、出願時の技術常識に基づき、[特許請求の範囲]に記載された発明の実施をすることができる程度に記載することを要求するものです。

以上